

(申請様式・記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県労働委員会会長 殿

〇〇工業労働組合
申立人 執行委員長 A

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第1, 2, 3号違反について、労働委員会規則第32条により下記のとおり申し立てます。

記

- | | | |
|---------|--------|-------------------------|
| 1. 申立人 | 住 所 | 高松市番町4-1-10 |
| | 名 称 | 〇〇工業労働組合(電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) |
| | 代表者職氏名 | 執行委員長 A |
| 2. 被申立人 | 住 所 | 高松市番町4-1-10 |
| | 名 称 | 〇〇工業株式会社(電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) |
| | 代表者職氏名 | 取締役社長 B |

3. 請求する救済の内容

- ①被申立人〇〇工業株式会社は、申立人組合の組合員に脱退を勧奨し、管理職を通じて親睦会に加入するよう勧めるなど、組合の運営に支配介入してはならない。
 - ②被申立人会社は、申立人組合の平成 年 月 日付要求書について、誠実に団体交渉に応じなければならない。
 - ③被申立人会社は、 月 日付申立人組合執行委員長Aに対する解雇を取り消し、原職に復帰させなければならない。
 - ④被申立人会社は、本命令受領の日から1週間以内に、縦1メートル、横2メートルの白紙に、別紙(省略)の内容を楷書で明瞭に墨書の上、工場正門の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。
- との命令を求める。

4. 不当労働行為を構成する具体的事実

- ① 申立人組合は、平成 年 月 日に、被申立人会社の従業員 48 名をもって結成された労働組合で、結成大会において A を執行委員長に選出した。なお、現在の組合員数は 7 名である。
- ② 翌 月 日、申立人組合の三役は会社の C 総務部長に対し、組合結成を通告するとともに、賃上げの要求書を手渡した。同総務部長は、要求書は受け取ったが、「団体交渉は要求書を検討してから後日行う。」として同日の団体交渉には応じなかった。
- ③ 月 日の午後 8 時頃、被申立人会社の B 社長は、申立人組合の D 副執行委員長宅に電話をかけ「どうして組合なんかを作ったのか。組合なんかを作ってもいいことは何もない。今後お前たちを一切相手にしない。」などと述べた。
- ④ 月 日、会社は管理職を含む 17 名をもって、〇〇工業親睦会を発足させた。就業時間中に会合を開いたり、新会員を勧誘することが会社で認められたため、結局、会員は約 60 名となった。
- ⑤ E 営業部長は、月 日の午後、同部の部員 7 名を会議室に集め、「今度組合ができたが、このままではライバル会社との競争に負けてしまう。会社が潰れて皆が路頭に迷うことになる。会社を守るために是非親睦会に入って欲しい。」と述べた。
- ⑥ 月 日、F 庶務係長は、就業時間終了後、部下の組合員 G に廊下で「君も早く組合をやめて親睦会に入った方がいい。組合にいてもいいことはない。」などと声をかけた。
- ⑦ その後も、会社は組合に対する誹謗中傷と、組合からの脱退勧奨を続けたため、組合員は結成時の 48 名から 7 名に激減した。
- ⑧ 組合は結成通告した 月 日、その後 日、日と団交を申し入れたが、会社側はいずれも応じなかった。
- ⑨ 月 日、会社は初めて団体交渉に応じたが、「このような大幅な賃上げをしたら会社が潰れる。話し合う余地はない。」と一方的に話し合いを打ち切った。翌 日にも、組合は団交を申し入れたが、C 総務部長は、「団交は時間の無駄だ。会社の答は変わらない。」として団交を拒否した。その後、度重なる申立人組合の団交申入れに対し、会社は一切応じていない。
- ⑩ 月 日の朝、A 執行委員長は C 総務部長に呼ばれ、勤務成績不良を理由に同日付で解雇を通告された。
- ⑪ 以上のように、会社が組合結成を嫌って、結成直後に対抗して親睦会を結成・援助し、組合への誹謗中傷及び組合からの脱退勧奨を行ったこと、正当な理由もなく団体交渉を拒否したこと、更に執行委員長を勤務成績不良という口実で解雇して申立人組合の弱体化を図ろうとしたことは、労働組合法 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する不当労働行為である。